

ことり丸 汎用タックルレンタル利用規約

第 1 条(目的)

本規約は、上記船舶(以下「当船」といいます。)が提供する汎用タックル(マダイ・五目釣り等)レンタルに関する条件を定めるものです。

第 2 条(貸出内容)

貸出品は船長指定の汎用釣りタックル一式(竿・リール・PE ライン・リーダー等)とします。

第 3 条(料金)

レンタル料金は 2,000 円(税込)／1 日とします。

第 4 条(利用条件)

貸出は当船に乗船のお客様に限り、使用は釣行中の船上に限定します。

第 5 条(破損・紛失)

通常使用による軽微な摩耗を除き、利用者の故意または過失により破損・紛失が生じた場合は、相当額の範囲内で修理費または再調達費をご負担いただきます。

目安:PE ライン高切れ(20m 超)3,000 円～、その他実費。

第 6 条(免責)

当船の故意または重過失による場合を除き、貸出品の使用に伴う事故・怪我・損害について責任を負いません。

第 7 条(準拠法・管轄)

本規約は日本法に準拠し、本規約に関する紛争は仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上